

事務連絡  
平成22年9月21日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 障害者（児）施設等の利用者の権利擁護について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号）（別添1）、「障害者（児）施設等の利用者の権利擁護について」（平成20年3月31日障発0331018号）（別添2）等により、従前からお願いしてきたところではありますが、本年度に入り、複数の障害者支援施設において、利用者に対する身体的虐待等の権利侵害行為が行われていたことが、都道府県等の指導監査により確認されているところです。

このような事案がいまだに発生していることは、誠に遺憾であり、管内の市区町村及び障害者（児）施設等に対し、利用者の権利擁護の周知徹底並びに適切な指導及び助言をお願いするとともに、引き続き、障害者（児）に対する権利侵害行為の未然防止の観点から、権利侵害行為が発生した場合は各関係機関と連携しつつ、迅速かつ厳正な対応をお願いいたします。

なお、上記事案のうち、大阪市内の障害者支援施設に対する大阪市及び大阪府の指導監査については、通報を基にヒアリング等を行い、必要な改善指導及び改善勧告に至ったものであり、指導監査を実施する上で参考となる点が多いと考えられるので、当該監査指導結果通知及び改善勧告（別添3）をご参照いただきますようお願いいたします。

また、本年度、都道府県に対する国庫補助事業として「障害者虐待防止対策支援事業」（別添4）を創設したところですが、現在、事業実施要件を緩和した上で、追加協議を受け付けているところです（別添5）。各都道府県におかれましては、本事業の活用により、障害者（児）施設等の従事者や管理者等に対する研修その他権利侵害行為の防止につながる各種事業について、積極的に取り組まれるようお願いいたします。

#### 【照会先】

厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課  
福祉サービス係 馬場、郡司  
代表：03-5253-1111(内線)3036・3091  
直通：03-3595-2528